

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております)

## 3109号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>



夕暮れ前の町並み (鳥取県智頭町)

もくじ	
随情	政治
想報	策動
ふるさと今昔	自民党「選挙制度調査会・総会」に荒木会長が出席
町村Navigator	「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」の概要
国政情報	総務省自治行政局地域力創造グループ地域自立応援課地域振興室
福岡県小竹町長 松尾 勝徳	(10) (8) (7) (4) (2)

### コラム

## ふたつの地域間格差

明治大学農学部教授

小田切 徳美

近年、地域間格差をめぐる議論が低調である。例えば、日本経済新聞のデータベースで、「地域(間)格差」という用語を検索すれば、2010年代の10年間で、313回の掲載が見られる。しかし、これは00年代の832回と比べれば6割以上減少している。つまり、「地方創生」は論じられても、地域間格差問題は社会の議論から後退している。

それは、地域間格差が解消し、その是正が必要でないことを意味しない。特に、新たな移動通信システムである5Gの整備では地域間格差を意識する必要がある。なぜならば、それが、注目されている自動運転のみならず、遠隔地医療や遠隔地教育を実現する基盤となる可能性もあるからである。そうであれば、5G整備は、単なる通信ではなく、生活交通、医療、教育等の地方部で深刻な問題領域に対するインフラ整備そのものである。その点で、受益人口が少ないという理由から、農山漁村における整備が後回しにされることは許されない。むしろ、人々が低密度で暮らすこの地域では、その条件不利性を埋めるために、整備が積極的に進むべきであろう。

過疎法をはじめとする地域振興立法には、このような新たな大都市と地方の格差(新し

いまち・むら格差)の発生防止を強く意識した対応が求められている。

他方で、「むら・むら格差」も顕在化している。筆者がしばしば強調するように、一部の地方部には、「にぎやかな過疎」と呼んでよい地域が生まれている。人口減少下でも、地域内では小さいながら新たな動きがたくさん起こり、移住者や関係人口を呼び込み、なかガヤガヤしている地域である。しかし、こうした事例がある一方で、逆に、地域づくりに取り組めず、そのため移住者や関係人口にもアピールできない地域も依然として多い。その結果、最近、生じているのが、地方内部での大きな格差である。同じような条件の農山漁村や過疎地域の格差であることから、実は地域振興立法による格差是正策は、ここには大きな有効性を持たない。そこでは、「にぎやかな過疎」の横展開をサポートするような取組が求められている。今年から始まる第2次地方創生のポイントと言えよう。

このように、「新しいいまち・むら格差」や「むら・むら格差」と形を変えてはいるが、地域間格差問題は依然として地域をめぐる議論の中心にあるべきものだろう。

活 動

# 自民党「選挙制度調査会・総会」に 荒木会長が出席

## 全国町村会

自由民主党は1月30日、党本部で選挙制度調査会・総会を開催し、町村の議会議員及び長の選挙における供託金・選挙公営及び公選法関係事項について、ヒアリングを行った。

同会には、荒木泰臣会長(熊本県嘉島町長)並びに松尾文則全国町村議会議長(佐賀県有田町議会議長)が出席、公職選挙制度関係について要望した。

はじめに、松尾全国町村議会議長は、町村議会議員選挙における選挙公営について、都道府県議会や市議会と違い、自動車・ポスターが選挙公営の対象になっていないことや、ビラは頒布ができないことに対して懸念を示し、「町村議会議員のなり手不足が大きな問題になっている。その解決のためにも、供託金制度の導入とともに選挙公営の拡大は、私どもにとって、待ったなしの最重要課題となっている」と訴えることも、多様な人材の議会参加を促すこと等についても併せて要望した。

続いて荒木会長は、選挙公営につ

いて、「選挙運動用ビラ及びポスターの作成、自動車の使用については、市と同様に選挙公営の対象とする」と一を求めたうえで、「人口3万人以上の町村が70近くある一方、3万人未満の市が100近くあり、この点からも制度が時代に合わなくなっている」と指摘した。

また、期日前投票所について、「午前8時30分から午後8時まで開所している投票所があることを前提に、他の投票所については、開始時間の2時間以内の繰り上げ及び終了時間の2時間以内の繰り下げを可能としている。しかしながら、中山間地域

や離島などの小規模町村では、期日前投票所の設置数が1箇所のみの場合も多く、開閉時間を変更できない状況にある。実際に、投票所の利用者がいないにもかかわらず、時間を短縮せずに開設しておく必要があり、職員数の少ない小規模な町村にとっては、選挙事務が過重な負担となっていることから、期日前投票所が1箇所の場合でも、地域の実情に応じ、開閉時間を弾力的に運用できるようにしていただきたい」と述べた。

次に、参議院議員選挙における合区の早期解消について、「地方六団体としても、合区の早期解消を強く要望しているところであるので、ぜひともよろしく願いたい」と要望した。

加えて、各都道府県町村会から寄せられた選挙制度に関する意見を紹介した。

①選挙当日の投票時間について、「現在、午前7時から午後8時まで



## 活 動



▲意見を述べる荒木会長

を基本とされているが、期日前投票が年々普及してきていることや、当日の開票事務の迅速化及び働き方改革を踏まえた職員及び立会人の事務負担の軽減を図る観点から、例えば午後6時閉所を原則とすることができるとはならないか』『現行制度でも、閉所時間を4時間以内で繰り上げることが可能ではあるものの、要件が厳しく、手続きが煩雑であるため、特に町村部の地域の実情に応じて、市町村選挙管理委員会の判断をもっと尊重した形で実施できるような取り組みを』

②期日前投票について、『一定の事由の申し立てと宣誓書の提出が必要とされており、現行制度の考え方としては理解しているが、期日前投票の普及に伴い、すでに形式的になっている宣誓書自体どうだろうか』『投票人の投票受付の一層の円滑化、投票所における職員配置等の事務負担軽減の面からも、宣誓書をなくすことも含め、そのあり方について検討してほしい』

③選挙公報について、『本来、有権者は選挙公報を通じて、立候補者の選挙公約や考え方等について把握してから投票すべきところだが、実際には期日前投票がスタートした後、投票日の数日前にならないと選挙公報の発行が間に合わないため、選挙公報を見ずして多数の期日前投票が行われている現状がみられる。期

日前投票の開始時には整っていることが本来あるべき姿ともいえることから、選挙公報をもっと早めることができるようにすべきである。この点は、現場における準備作業の負担や印刷・配布の物理的限界もあるが、一方で、例えばインターネット活用や期日前投票所への掲示等も含め、実現可能な範囲での検討をお願いしたい』

④収支報告書について、『選挙終了後、出納責任者が作成し、15日以内に当該選挙管理委員会に提出する必要があるが、実際に、平成31年4月21日の「第19回統一地方選挙」においても、ゴールデンウィーク中が提出期限となったため、職員が休日に出勤し、関係事務の対応にあたりたところである。選挙の期日によっては、これからも提出期限が土日・祝祭日となることも大いにありうることから、提出期限を長くする、あるいは土日・祝祭日を除いて15日以内にしてほしい』

⑤国政選挙及び都道府県知事選挙における選挙ポスター掲示場の設置数について、『投票区ごとの選挙人名簿登録者数及び投票区の面積に応

じて算定されており、市町村において、地理的状况等を考慮し、設置数を減らす際は、その都度、都道府県選挙管理委員会と協議する必要があることから、すでに一度同意を得ていて、その状況に変更がない場合には、都道府県選挙管理委員会への届出のみで減らすことができるようにしてほしい』と述べた。

最後に、荒木会長は、「選挙公営等の大会要望については、ぜひ実現方をお願いしたいと思えますし、その他の意見につきましては何らかの改善をご検討いただければ幸いです。すぐには難しいと思われるものまであるので、このような現場の声があるというところをご承知おきいただき、今後のご対応をお願いしたい」と強く求めた。

これらの要望を受け、逢沢一郎自民党選挙制度調査会会長は、「基本的な要望の趣旨を踏まえ、その方向で物事を進めていく。しっかりと調整し、早期に実現してまいります。結果的に投票率が上がるということと、候補者不足が解消するということとで前に進めていく覚悟である」と会を締め括った。

# 「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」の概要

総務省自治行政局地域力創造グループ地域自立応援課地域振興室

## 1. はじめに「特定地域づくり事業推進法の制定」

我が国の総人口は、平成27年の国勢調査で初めて減少に転じ、この減少傾向は、今後も加速する見通しとなっている。特に地方の人口は農山漁村を中心に急激に減少しており、これらの地域においては、地域の担い手不足が極めて深刻な課題となっている。一方、若い世代を中心に都市部から農山漁村へ移住しようとする「田園回帰」の潮流が高まっており、農山漁村が都市部の若者にとって新しいライフスタイルを通じて自己実現ができる場として考えられるようになってきている。

このような中、国会議員の先生方の並々ならぬ熱意のもと、人口の更なる急減を抑制し、地域の担い手を確保するための新たな枠組みとして、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(特定地域づくり事業推進法)(以下「法」という。)」が議員立法として国会に提出され、令和元年11月27日に可決・成立し、12月4日に公布(令和2年6月4日施行)された。

本法では、農山漁村では事業者単位で見ると年間を通じた仕事が少ない

く、このため、安定的な雇用環境や一定の給与水準を確保することができていないといった状況が、人口流出の要因やUIJターンの障害になっていることに着目している。そして、このような課題について、地域全体で複数の事業者の仕事を組み合わせることで年間を通じた仕事を創出し、地域事業者が協同して職員を適年で雇用した上で、それぞれの地域事業者に派遣するための仕組み(特定地域づくり事業協同組合制度)を創設し、地域の担い手の確保の取組を強力に推進することとしている。農山漁村においては、本制度を活用することで、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を作り出し、地域内外の若者等と呼び込むことができるようになることも、地域事業者の事業の維持・拡大を推進することができるようになる。

なお、本法の企画・立案に当たっては、一般社団法人海士町観光協会(島根県海士町)において実施されていたマルチワーカー事業(移住者3名を正規職員として雇用し季節毎に人手不足が生じている地域内事業者へ職員を派遣)が参考となっている。

今後、本法の施行に向けて、1月から2月にかけて地域ブロック別説

明会を実施し、3月には、関係省庁、ガイドライン、補助要綱等の関係通知を発出する予定としている。地方公共団体の皆様におかれては、地域の担い手の確保のため、本制度の最大限の活用をご検討いただきたい。

## 2. 法律の概要 「特定地域づくり事業協同組合制度とは」

特定地域づくり事業協同組合制度の基本的な仕組みは、

- (1) 人口急減地域において、
- (2) 中小企業等協同組合法に基づき事業協同組合が、
- (3) 特定地域づくり事業(マルチワーカー(季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事)に係る労働者派遣事業等)を行う場合について、
- (4) 都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したとき、
- (5) 労働者派遣事業(無期雇用職員に限る。)を許可ではなく、届出で実施することを可能とする(とも)し、
- (6) 組合運営費について財政支援を受けられるようにする

というものである。以下、(1)か

政 策

ら(6)について、簡潔に説明した。

(1) 人口急減地域

本法の対象地域は、「地域人口の急減に直面している地域」（人口急減地域）とされている（法第1条）。具体的には、今後、①過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域、②過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域をガイドラインで示すことを予定している。

(2) 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合

認定の対象となる法人は、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合とされている（法第2条）。事業協同組合制度は、中小企業者が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うための法人制度である。この事業協同組合制度については、特に以下の4つの留意点がある。

第1に、事業協同組合の事業は組合員の共同事業とされている（中小企業等協同組合法第9条の2）ため、利用者は原則として組合員になる必要がある。なお、組合員の利用分量の総額の100分の20以内であれば、組合員以外の者も利用することができるものと思われる。

第2に、事業協同組合の組合員の資格は、地区内で商業、工業、鉱業、運送業、サービス業等を行う小規模の事業者とされている（中小企業等協同組合法第8条）。なお、市町村は組合員にはならない。

第3に、組合員は出資100以上を有しなければならないものとされている（中小企業等協同組合法第100条）。なお、市町村は組合員にはならないため、出資を行うことはできないが、賛助会員として寄附を行うことはできる。

第4に、事業協同組合の設立に当たっては、発起人4人以上が必要であり、また、都道府県知事等の認可が必要とされている（中小企業等協同組合法第24条、第27条から第32条まで、第111条）。このため、本制度を活用するため、新たに事業協同組合を設立する場合は、特定地域づくり事業協同組合の認定とは別に事業協同組合の設立の認可の手続を経る必要がある。

(3) 特定地域づくり事業（マルチワーカーに係る労働者派遣事業等）

特定地域づくり事業協同組合は、地域づくり人材（地域の担い手）が事業協同組合の組合員の事業に従事

特定地域づくり事業協同組合制度（案）の概要

人口急減地域の課題

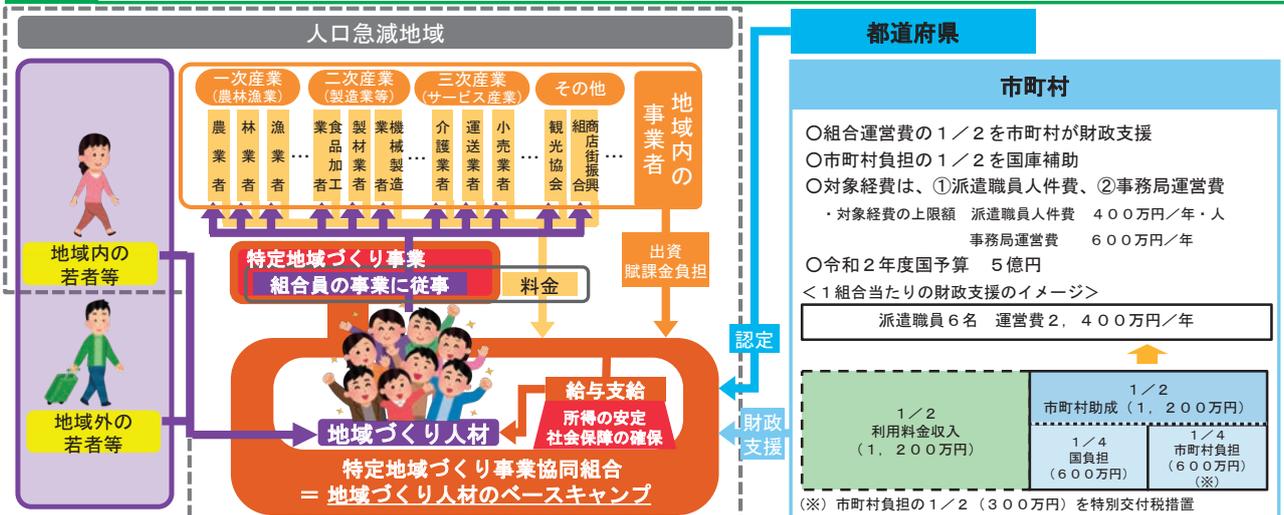
- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、U/Iターンの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

- ・地域全体の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
- ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒地域の担い手を確保

制度概要

対象地域：人口急減地域（過疎法に基づく過疎地域及び過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域）  
 対象団体：中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合  
 対象事業：マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）の派遣等  
 認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）  
 特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を許可ではなく、届出で実施することが可能  
 財政支援：組合運営費の1/2を市町村が財政支援（市町村負担の1/2を国庫補助）  
 根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律<令和2年6月4日施行>



政 策

する機会を提供する事業等を行うものと定められている(法第10条)。

地域づくり人材が事業協同組合の組合員の事業に従事する機会を提供する事業としては、マルチワーカー(季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事)に係る労働者派遣事業、職業安定法に基づく無料職業紹介事業等が挙げられる。

(4) 認定手続

認定手続については、都道府県知事が、事業協同組合の申請を受けて、法に定める基準に適合するものについて、市町村長の意見の聴取を経た上で認定するものとされている(法第3条)。また、認定の有効期間は10年とされており、有効期間の満了後も引き続き事業を行おうとする場合は、有効期間の更新の手続を行うこととなる(法第6条)。

(5) 労働者派遣法の特例

特定地域づくり事業協同組合が行う労働者派遣事業については、許可ではなく、届出で実施することが可能とされている(法第18条)。労働者派遣法の特例については、特に以下の2つの留意点がある。

第1に、特定地域づくり事業協同組合が行う労働者派遣事業について

は、原則として、労働者派遣法の規定が適用されるため、労働者派遣法に基づく労働者保護等の措置を講じる必要がある。

第2に、特定地域づくり事業協同組合が届出で実施できる労働者派遣事業は無期雇用職員に係るものに限定されており、有期雇用職員に係る労働者派遣事業を実施する場合は、別途、労働者派遣法に基づく許可が必要となる。

(6) 財政支援

特定地域づくり事業協同組合への財政支援制度として、「特定地域づくり事業推進交付金」を創設することとしており、令和2年度内閣府予算(案)に5億円を計上している。

特定地域づくり事業推進交付金の基本的な仕組みは、組合運営費の1/2を市町村が財政支援する場合、市町村負担の1/2について国庫補助を行うというものである。組合運営費の対象経費は、①派遣職員人件費(補助対象経費の上限額400万円/年・人)、②事務局運営費(補助対象経費の上限額600万円/年)としている。また、国庫補助を除いた市町村の実負担の1/2について、特別交付税措置を講じることとしている。1組合当たりの財政支

援のイメージを図で示しているので参照いただきたい。

本交付金の特徴として、派遣職員人件費が補助対象経費となっていること、補助対象期間の制限がないことがある。

令和2年度予算(案)の5億円については、通年ベースで約80組合、年度後半からの事業開始を想定した場合160組合以上の要望に対応できる予算規模となっている。



特定地域づくり事業協同組合制度は、地域の担い手を確保するためのこれまでにはない画期的な仕組みといえる。既に本制度活用に向けた具体的な検討が進められている地方公共団体もあり、それらの団体からは以下のような期待の声をいただいている。

- ・ 農業、観光業等を組み合わせた新たな雇用の場づくりに活用したい。
- ・ 伝統工芸品・地場産品づくりの担い手の確保に活用したい。
- ・ コミュニティバス運転手などの公共的事業の担い手の確保に活用したい。
- ・ 移住者がよく知らない事業者に就

職するのはハードルが高い。一方、地域事業者がよく知らない移住者を採用するのはハードルが高い。このため、移住者の受け皿として制度を活用したい。

一定のスキルを持った職員を雇用し、地域事業者の経営改善・事業拡大を伴走型で支援する仕組みを作りたい。

これらの声は、派遣先の事業者としてどのような事業者を想定するか、雇用する職員をどのような者とするか等の組み合わせ次第で、本制度に様々な活用の可能性があることを示している。

地方公共団体の皆様におかれては、ぜひ地域の実情を踏まえつつ、創意工夫を凝らした本制度の活用についてご検討いただきたい。

◎町村週報ご購読のご案内◎

「町村週報」を毎月ご自宅や職場にお届けいたします。ご購読を希望される方は、はがき、FAXまたはEメール(kounhou@zckor.jp)にて、全国町村会広報部までお申し込み下さい。

★年間購読料1,500円(送料込み)

★請求書を送付いたしますので、折り返しお振り込み下さい。

情 報

国 政 情 報

◎「関係人口」テーマにシンポジウム開催―国土交通省

国土交通省は1月10日、「関係人口」とつくる地域の未来」と題してシンポジウムを開催した。基調講演で、小田切徳美明治大学教授が関係人口に関する同省の調査結果を紹介。3大都市圏では33%が定期的・継続的に関わる地域があるとし、うち45%は趣味消費型だが、「直接寄与型」も13%あり、大都市圏には膨大な関係人口がいる」と強調した。さらに、「地域と関わりが深いほど地域活動に積極参加している」とし、移動や滞在等での金銭的負担の軽減、能力・知識・経験を活かせる機会の提供などの必要性を指摘した。次いで、山崎亮スタジオリ代表が地域住民を巻き込んだ公園づくりなどの活動事例を紹介し、「活動人口」育成の重要性を強調。指出一正トコト編集長は島根県や高知県津野町などの地域づくりの取組を紹介した。

一方、総務省は1月17日、地域おこし協力隊の定住状況調査結果を発表した。2019年3月で任期終了した4、848人(873団体)のうち51%が同一市町村内に、12%が近隣市町村に定住。うち36%(前年29%)の888人が「起業」した。その他の就業動向をみると、行政関係302人、観光業120人、農林漁業86人、地域づくり・まちづくり支援業74人などだった。

◎兼業の許可基準設定で調査結果と通知―総務省

総務省は1月10日、地方公務員の兼業許可基準の実態調査結果と兼業許可の留意事項等を各自治体あてに通知した。総務省調

査によると、兼業許可件数(2018年度)は4万1、669件あるが、許可基準の設定は703団体、市町村の約4割、さらに同基準の公表は353団体と都道府県・市町村の約2割にとどまる。許可基準が不明確なため必要以上に制限しているとみられる。このため、通知では、各自治体に①兼業許可の公平性確保のため詳細かつ具体的な許可基準を設定②兼業許可の透明性確保と社会貢献活動等の兼業を躊躇なく行えるよう許可基準を公表―することなどを要請。併せて、利害関係から公正を確保できない、高報酬で公務の信用を損なうことがないよう兼業許可に一定の有効期間を設定するとともに兼業の実態把握も定期的に行うべきだとした。

一方、高市早苗総務相は1月24日、就職氷河期世代に対する支援と男性育児休業の取得促進を求める総務大臣書簡を全都道府県知事・市町村長あてに送付した。政府が掲げた就職氷河期世代の正規雇用30万人増に向け自治体に協力を要請。また、地方公務員の男性職員の育児休業取得が5・6%と国家公務員の12・4%、民間の6・2%よりも下回っていると見て取得促進に向けた環境づくりを求めた。

◎公務職場のパワハラ防止対策で報告書―人事院

人事院は1月15日、公務職場におけるパワハラ防止対策検討会の報告書を公表した。「パワハラ」について、職務の優越的関係を背景に行われる①精神的・身体的な苦痛を与える②人格や尊厳を害する③勤務環境を害する―などの言動と定義。

その上で、懲戒処分も含め新たな人事院規則の制定を求めた。具体的には、パワハラを行ってはならないことを明記するとともに、研修等で周知・啓発、相談体制の整備、事後の迅速・適切な対応などを規定するよう提言した。これを受けて、人事院は今年6月にも新規規則を制定する。

一方、民間事業者にパワハラ防止対策を義務付けた労働施策総合推進法が今年6月に施行されるが、厚生労働省は1月15日、相談体制や講ずべき措置などを示した指針を告示した。なお、総務省のハラメント対策の取組状況調査(2019年2月)によると、要綱・指針等は607市町村(35%)で策定、通報相談窓口は1、196市町村(69%)で設置。また、職員向け啓発関係資料は691市町村(40%)で作成、研修は1,021市町村(59%)で実施している。

◎公立・公的医療機関の再編統合で再検証要請―厚生労働省

厚生労働省は1月17日、公立・公的医療機関の再編統合に向けた具体的対応方針の再検証を各都道府県に通知した。同省は昨秋に再編統合の対象424病院等を実名で公表、地方側から猛反発されたが、今回、同リストから7病院を除外・約20病院を追加した新たなリスト(非公表)をまとめ、具体的な再検討を要請した。なお、同省は団塊世代が後期高齢者となる2025年に達成すべき医療機関の再編・病床数の適正化に向け重点支援地区を設定し助言・集中的な支援を行う。また、病床ダウンサイジングを支援する補助金84億円を20年度限りで創設。①稼働病床から病床を削減した病院等②統廃合で病床削減する関係病院全体一に対し補助する。さらに、21年度以降は法改正により病床ダウンサイジング支援を実施する方針だ。

なお、総務省は1月24日開催した全国都道府県財政課長等会議で地域医療構想について説明。大沢博財政課長は「様々な改革をしないと、現状維持だけではこれからの地域医療は守れない。構想実現に向け積極的な取組をお願いしたい」と要請。谷史郎審議官は、20年度は地域医療介護総合確保基金と全額国費84億円の補助金を組み合わせて病床ダウンサイジングや病床機能移転を支援するほか、国と地方の協議の場で医師偏在対策を議論するなど述べた。

◎全国都道府県財政課長等会議で留意点など説明―総務省

総務省は1月24日、全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議を開き、財政課長名の「事務連絡」を示すとともに、2020年度の地方財政・予算編成上の留意点を説明した。地方交付税算定について、創設した地域社会再生事業費4、200億円は道府県分・市町村分を同程度とし人口を基本に算定、全国平均を上回って人口減少・少子高齢化している団体、人口密度が低い地域に重点的に配分するとした。これらの結果、20年度普通交付税の伸び率について個別算定経費は道府県分で1・5%の増、市町村分は2・0%の増、包括算定経費は道府県分が0・5%の減、市町村分は2・5%の増が見込まれるとした。

このほか、会計年度任用職員制度で新たな期末手当等の支給が始まるが、一般行政経費1、690億円を計上した。その上で、支給・制度運用で、①職務内容・責任など必要な要素を考慮せず給料・報酬水準を決定②新たに期末手当を支給する一方で給料・報酬を削減③解雇・雇止めなど会計年度任用職員への移行抑制―などは改正法の趣旨から適切ではないとした。

(ジャーナリスト 井田 正夫)

情 報

季節に拾う・新歳時記(2月)

小 牧 規 子 (ジャーナリスト)

●立春

2月4日は二十四節気の「立春」。暦の上ではこの日から春が始まるとされる日だ。立春から春分までの間に初めて吹く南寄りの強風を「春一番」と呼ぶ。

暦の上で春とはいえ、1月の大寒から立春の頃が1年で最も寒く、唱歌『早春賦』の「春は名のみの」という歌詞そのものだ。立春を過ぎてても残る寒さを「余寒」や「残寒」という。ただ、一進一退を繰り返しながら少しずつ暖かくなるのも、立春を過ぎてから。冬型の気圧配置になる日も次第に減ってくる。

2月は「光の春」と呼ばれている。1カ月の日射量が約18%も増え、その増加率は年間で最も大きい。日の光の暖かさに春の訪れを感じると、何だかうれしくなるから不思議だ。

●野菜

シャキシャキとした食感の野菜。寒さの厳しい1月から2月にかけておいしくなる。京都の地誌を記した江戸時代初期の書物にも栽培の記録があるほど、京都では古くから作られてきた。

アブラナ科の野菜で、ギザギザの切れ込みが特徴。その名は、土と水だけで栽培されていたことからついたといふ。「京菜」(とも呼ばれていた)。

●菜の花忌

2月12日は「菜の花忌」。作家の司馬遼太郎の忌日。菜の花が好きだったことから名付けられた。大阪生まれ、大阪外国語学校(現・大阪大学外国語学部)蒙古学科に入学。1943年に学徒出陣で、戦車連隊に配属された。戦後、産経新聞に入り、記者生活の傍ら歴史小説を書き始め、1960年『梟の城』で直木賞を受賞。翌年退社して作家活動に専念した。

『竜馬がゆく』『国盗り物語』など、明治維新や戦国時代など変革期を駆け抜けた日本人の姿を独自の史観で描いた。小説以外でも『街道をゆく』『この国のかたち』などで日本人の在り方や国家の在りようを問い続けた。1996年腹部大動脈瘤破裂で死去。72歳だった。

～金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く～



地方公共団体金融機構(JFM)は、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関です。

融資

地方公共団体に長期・低利の資金を提供しています。

期間は最長40年、利率は財政融資資金と同率※でお貸ししています。このための財源として、公営競技納付金を活用しています。※機構特別利率対象事業(令和元年12月時点)

地方支援

「より良い資金調達・資金運用」のお手伝いをします。

財政、金融、会計等に関する研修(出前講座、宿泊型研修、入門研修等)を実施するほか、金融専門知識、実務経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザーが助言などを行っています。

資金運用にJFM債をご活用ください

JFM債は、強固な財務基盤を背景に信用力が極めて高く、格付けは国債と同水準※です。多くの地方公共団体にも、確実かつ有利な運用方法としてご評価いただき、10年債、20年債や投資家のニーズに応じた様々な年限のFLIP債などをご購入いただいております。※令和元年12月時点

債券ご購入時等の留意事項について

当機構の資金調達計画を含めた将来的な見通しは、現時点で当機構が得ている情報に基づくものであり、潜在的なリスクと不確実性を含んでいるため、マーケットの動向や経済状況、法令といった様々な要因により、将来の状況はこの資料の記載とは異なる可能性があります。そのため、投資家の皆様におかれましては、慎重に判断し、リスク等に十分に留意した上でご購入等されることをお奨めいたします。

詳しくは当機構HPをご覧ください。>>>

http://www.jfm.go.jp



## 随 想

## ふるさと今昔



まつ お かつ のり  
福岡県小竹町長 松尾 勝徳

「川筋気質」とは、一級河川遠賀川流域の石灰で栄えた「筑豊」で暮らす人たちの心意気を表す言葉で、「理屈をこねない竹を割った性格」が特徴であるといわれています。炭鉱社会は、この言葉が表すように活気に満ちた社会でした。時代が移り変わっても、その気質は今でも脈々と受け継がれています。

私はこの旧産炭地と呼ばれる筑豊の小竹町で昭和24年に生まれ育った

団塊世代の一人で、高校を卒業後、小竹町役場に就職してから51年の歳月が流れました。その間、平成17年に助役(制度改正により現在は副町長)に、平成23年から町長として3期目を迎え「暮らしを支える絆社会をめざして」を政治理念として、微力ながら町政を担い、現在に至っています。

小竹町は、昭和3年に鞍手郡勝野村から町制施行し小竹町が誕生しました。総面積14・18平方キロ、人口7、500人の小さな町ですが、歴史は永く、平成30年には町制施行90周年を迎えました。戦中・戦後は石炭産業の発展とともに栄え、最盛期には人口2万1千人に達した時代もありました。昭和40年代のエネルギー革命により炭鉱の閉山が相次ぎ、以後、鉱害復旧事業により町を再生し、新たな町づくりを進めています。

歴史的に見ても小竹町は、長崎街道沿いの交通の要衝の地として栄え、薩摩藩士と当時の長崎街道の「お休みどころ」であった原田家との交流の物語「六宿街道・長敷騒動」の心温まる記録が残されています。そして遠賀川沿いには小さな竹が生い茂り「小竹の処」として呼ばれていたことが町名の由来となっています。

町づくりは、住民の皆様のために様々な施策を住民とともに協働・共生して進めていくことです。そのためには人材の育成や自治会を含めた町づくり諸団体との連携が不可欠です。このことを踏まえて、小竹町の将来像、「住みたい・育みたい・訪ねたい・あなたが主役 幸せ実感小竹町」をキャッチフレーズに掲げ、令和8年度を目標年次とした「第五次総合計画」を策定し、その実現に向けて努力しています。

これまで町の重点施策として進めてきた敷地面積約43ヘクタールの小竹団地への企業誘致も、隣接する宮若市にトヨタ自動車九州工場が立地していることから、自動車関連部品工場や流通関連企業、大型商業施設など17社の誘致が決まり、工業団地は完成しました。このことにより、工業団地と隣接する小竹駅周辺も賑わいを見せるようになり、JR福北ゆたか線「小竹駅」の乗降客も徐々に増加してきました。今後、土地開発公社が所有する駅周辺の土地、約4ヘクタールの開発を町の重点施策として宅地造成や商業施設誘致など積極的に進め、若者の定住促進につなげたいと思います。現在、小竹駅西口周辺では一部で宅地造成が進められています。今年度末までには宅

地分譲が開始される予定です。さら

に、防災拠点機能を備えた新庁舎建設は昨年5月に起工式を行い、今年度末の完成をめざして急ピッチで進めています。町民のコミュニケーションの場として、また、障がいのある方やおとしりにも優しくバリアフリー化した新庁舎の開庁が待たれます。建設場所も小竹駅西口付近に位置しますので駅周辺開発に大きな効果が生まれると思います。

教育においては、平成29年度に文部科学省が実施した全国学力テストにおいて、小竹町の小学校が福岡県内60市町村中最上位になる素晴らしい成績を上げました。「知・徳・体」の調和のとれた人格形成をめざす学校教育の充実が、町の将来を担う人材育成につながると思います。

論語の一節で、政(まつりごと)の要諦(大切なもの)は何かとの弟子の問いに孔子は「近き者悦び(よろこび)、遠き者来る」と、「政治」で最も大切なことを論じました。2500年前の孔子の深慮と中国文化の深さに驚きました。町づくりは、そこに住む人が喜びを感じる町であれば、人が移り住んでくるといふ教えです。身にしみるこの論語の一節を心に刻み、ふるさと小竹の町づくりに取り組んで行きたいと思っています。



# 車両共済(保険)のご案内

## (一般自動車保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。  
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

### 町村生協の自動車共済にご加入の皆さまなら!

- 無事故による割引で新規から **43%(保険料)割引**
  - ・ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。
- 集団扱年一括払による割引でさらに **5%割引**
  - ・保険料分割払(12回)も選択可能です。
  - ・保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払の5%割引の適用はありません。

### さらに 無料ロードサービスがついてきます。

ご契約のお車が、事故、故障で自力走行できなくなった場合、事前にロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください。ロードアシスタンス業者にお取り次ぎし、レッカーや30分程度の緊急修理などを手配します。 ●バッテリー上がりや、キー閉じこみ、ガス欠 など

- ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
- ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

TEL

(受付時間：祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

**0120-731-087**

FAX

**03-3519-7325**

### 株式会社 千里(取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン日本興亜株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
- 集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損害保険ジャパン日本興亜の定める条件を満たす場合のみとなります。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

(車両保険引受保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

[SJNK17-16682(2017.12.28作成)]

# さまざまな「集いの場」を 演出いたします

東京でのイベントに最適な  
絶好のロケーションを誇る全国町村会館。  
かけがえのないひとときを、  
上質なサービスでおもてなしいたします。

県人会など同郷者の集い、  
同窓会、親睦会などの懇談会

観光PR、移住セミナー  
職員採用試験などの説明会

職員旅行・家族旅行

広さと設備が多彩な大ホールと、3つの  
会議室がございます。  
会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用  
いただけます。



## 和・洋食のレストランも お気軽にご利用ください

全国町村会館には、  
会議室・宴会場のほかに、  
ふたつのレストランもございます。  
お気軽にお立ち寄りください。



カジュアルレストラン「ペルラン」



和食処「さいから」

客室のご案内	SINGLE ROOM	シングル	119室	DOUBLE ROOM	ダブル	12室	TWIN ROOM	ツイン	18室

和室もございますのでお問い合わせください。(禁煙ルームもご用意しております。)  
※市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。



ご予約・お問い合わせ

**全国町村会館**  
**TEL.03(3581)0471**  
FAX.03(3581)0220  
〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号  
ホームページアドレス <http://www.zck.or.jp/kaikan>

- 全国町村会館へのアクセス
- ・有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
  - ・丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
  - ・タクシー東京駅から約20分

